

公 告

(武雄河川事務所管内における
災害等応急対策コンサルタント業務 (人工衛星撮影・解析) に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

令和2年2月3日

国土交通省 九州地方整備局
武雄河川事務所長 藤本 幸司

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

武雄河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務 (人工衛星撮影・解析) に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害等応急対策業務 (人工衛星撮影・解析) を行うことを目的とする。

また、武雄河川事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づき対応を行うものとする。

(3) 基本協定区間

武雄河川事務所管内 (嘉瀬川、祇園川、佐賀導水、嘉瀬川ダム、六角川、牛津川、武雄川、松浦川、徳須恵川、巖木川、巖木ダム、城原川ダム)

(4) 基本協定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 本協定締結企業の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価するものとし、協定締結企業は、2社程度を決定する。また、決定された企業との協定については、「武雄河川事務所」と令和2年4月に設置される「佐賀河川事務所」の両事務所と協定を締結することを想定している。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し、当事務所が緊急的に人工衛星撮影・解析を実施する必要があると判断した場合は、協定を締結した企業に対して必要となる業務の実施の要請を行うものとし、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、災害等の発生時における要請及び担当区域、契約締結を行う企業については、当事務所において決定するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 9 8 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 31・32 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格及び平成 31・32 年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
また、土木関係建設コンサルタント業務においては部門登録で「河川、砂防及び海岸・海洋」が申請されていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 31・32 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格及び平成 31・32 年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成 31 年 4 月 1 日時点において受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
また、土木関係建設コンサルタント業務においては部門登録で「河川、砂防及び海岸・海洋」の認定を平成 31 年 4 月 1 日時点で受けていること。
- (3) 協定締結参加資格確認書等の提出期限の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 平成 26 年度以降に九州地方整備局管内、又は、日本国内における国、県、市町村等が発注した以下の業務の実績があること。
なお、国、県、市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
○業務
人工衛星 SAR 衛星撮影データ解析の業務実績
- (7) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。
佐賀県、福岡県、長崎県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、以下の対応ができることとする。
2 名以上の技術士（建設部門）を早急に対応させることができること。

(9) 平成26年度以降、公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績が無い場合は、この限りではない。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

(1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745
国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 調査課
担当：調査課長 上野 勇二
電話 0954-23-5151（代表）（内線351）
FAX 0954-23-5193

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和2年2月3日（月）から令和2年2月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②交付場所：〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745
国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 2階 調査課
または
〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1番34号
国土交通省 九州地方建設局 武雄河川事務所 佐賀庁舎 2階 執務室

③交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和2年2月3日（月）から令和2年2月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

②提出場所：上記（1）に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。